

京都市告示第446号

平成11年9月30日京都市告示第245号（建築基準法による特定工程の指定等）を次のように改めます。

令和6年10月10日

京都市長 松井 孝治

建築基準法（以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の規定による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程を次のとおり指定する。

1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模は、次に掲げるものとする。ただし、各規定の対象は、一の建築物における新築の建築物、増築又は改築に係る建築物の部分とする。

- (1) 主要構造部（壁、柱及びはりに限る。）の全部又は一部を木材とした住宅の用途に供する建築物（共同住宅及び寄宿舍を除く。）で、階数が2以上又は床面積の合計が50平方メートルを超えるもの（以下「2階建て住宅等」という。）
- (2) 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (3) (1)及び(2)に規定するもの以外であって、階数が2以上又は床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

2 指定する特定工程

- (1) 特定工程は、次に掲げるものとする。ただし、2階建て住宅等で階数が3以下、高さが16メートル以下及び床面積の合計が300平方メートル以下のものにあつては、ウのみとする。

ア 地中はり（地中はりがない場合は基礎（基礎ぐいを除く。））の鉄筋（地中はりに定着する鉄筋、アンカーボルト等及び地中はりの鉄筋が定着する部材の鉄筋を含む。）を配置する工事の工程（以下「基礎工事の工程」という。）

イ 2階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事その他これに類する工事の工程（以下「2階床の配筋工事の工程」という。）

ウ 柱、はり等をボルト、溶接等により接合する工事その他これに類する工事の工程（以下「軸組工事の工程」という。）

- (2) エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により2以上の独立部分からなる場合の特定工程は、それぞれの独立部分の工事の工程による。
- (3) (1)イ及びウのいずれにも該当する場合は、2階の床（平家にあっては屋根）を支持する部分の主たる構造の工事の工程による。
- (4) 複数の工区に区分して施工する場合は、すべての工区を特定工程の対象とする。

### 3 指定する特定工程後の工程

特定工程後の工程は、次に掲げるものとする。

- (1) 「基礎工事の工程」については、地中はり（地中はりがない場合は基礎（基礎ぐいを除く。））の鉄筋（地中はりに定着する鉄筋、アンカーボルト等及び地中はりの鉄筋が定着する部材の鉄筋を含む。）をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
- (2) 「2階床の配筋工事の工程」については、2階の床（平家にあっては屋根）及びこれを支持するはりの鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
- (3) 「軸組工事の工程」については、柱、はり等（木造にあっては屋根の上部を除く。）を覆う工事の工程

### 4 適用除外

法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号イの規定により国土交通大臣が認定した建築物又は法第68条の11第1項の規定による型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造された型式部材等である建築物については、この告示は適用しない。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による規定は、施行日以後に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知がされた建築物（確認を受けた建築物の計画の変更によるものを除く。）について適用し、それ以外の建築物については、なお従前の例による。

（都市計画局建築指導部建築審査課）